

1 改正理由

老人福祉施設指導監査指針の一部が改正され、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の要点

(1) 「実地指導」の名称を「運営指導」に改める。

(2) 運営指導の実施頻度を新規開設施設等以外の施設については、概ね4年以内に1回行うものとするから、概ね3年以内に1回行うものとするに改める。

（第3条(2)関係）

(2) 立入検査（運営指導）の実施方法に、「施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。」を追加。

（第4条3関係）

(3) 施行日 令和4年 月 日

3 審査の参考となる事項

- 老人福祉施設指導監査指針